

平成25年(ワ)第46号, 第220号, 平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 伊東達也 外1572名

被告 国・東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(83)

(東京地裁刑事無罪判決における2002年「長期評価」の信頼性の評価手法の
根本的な誤りについて)

2020(令和2)年5月22日

福島地方裁判所いわき支部民事部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	小	野	寺	利	孝
同	広	田	次	男	
同	鈴	木	堯	博	
同	米	倉		勉	
同	笹	山	尚	人	
同	渡	辺	淑	彦	
同	坂	田	洋	介	
同	高	橋		力	
同	大	木	裕	生	
同	川	口	智	也	
同	久	保	木	太	

外



目次

はじめに～本準備書面の概要	4
第1 地震本部の作成・公表する「長期評価」は、防災行政で生かされることを目的とし、地震学者による集団的な調査・審議を経て集約された、地震についての科学的な評価・判断（科学的アセスメント）の行政文書であること	4
1 東京地裁・刑事判決の評価手法～地震本部の作成・発表する「長期評価」を、他の機関の判断や専門家個人の見解と同一平面において扱う議論.....	4
2 地震本部と「長期評価」の基本的性格について.....	5
(1) 地震本部と「長期評価」についての福島地裁本庁の判示	5
(2) 「長期評価」は、法令に基づき、防災行政で生かされることを目的として、地震学者による集団的な調査・審議を踏まえ科学的評価を取りまとめたものであること	7
(3) 「長期評価」の地震学上の客観的かつ合理的根拠の有無の判断と、これを多様な防災行政の各分野でどのように扱うかという社会的・経済的諸要素の見地からの検討は別次元の問題であること	8
3 「長期評価」の「科学的根拠を否定すべき事情」が認められるための条件	9
第2 地震本部の海溝型分科会以外に、日本海溝寄りの過去と将来の地震を専門的かつ集団的に調査・審議し評価した個人も機関も存在しないこと	10
1 「専門家ら」について	10
(1) 反対尋問を経ていない単なる「意見書」は、その信用性と重要性において、反対尋問を経た証言に劣後すること	10
(2) 被告国が依拠する「意見書」全体の概観	11
2 「防災対策」諸機関について	13
(1) 「津波評価技術」を策定した津波評価部会（第1期）について.....	13
(2) 中央防災会議の日本海溝等専門調査会について	14
(3) 「その他の機関」について	15

3 小括.....	15
第3 保安院が専門家による集団的な調査・審議を経ずに合理的な根拠なく「長期評価」を無視する「対応」（規制権限不行使）をとったこと	16
1 原子力発電所においては地震・津波等の自然災害に備え最高水準の安全性が求められる以上、規制権限を有する保安院が、合理的な根拠なく地震本部の示す地震想定（「長期評価」）を無視することは許されないこと.....	16
（1）技術基準への不適合により重大事故に至るおそれがある場合には経済産業大臣は技術基準適合命令を発し安全性を確保すべきとするのが法の趣旨であること	16
（2）「長期評価」は防災行政の基礎に据えるに足りる知見を示していること	16
（3）「長期評価」は高い確率で重大事故に至る可能性を示すものであること	17
（4）保安院において「長期評価」の想定を排除するとすれば専門家による集団的な調査・審議を経る必要があること	17
第4 総括.....	18

はじめに～本準備書面の概要

2008（平成20）年当時の被告東電経営陣を被告人とする業務上過失致死傷被告事件につき、2019（令和元）年9月、東京地裁で無罪判決（甲A602号証、以下単に「刑事判決」という。）が下されたが、判決中の2002年地震本部「長期評価」の信頼性評価の手法には、看過できない誤りがある。

刑事判決における上記の評価手法が、本裁判を含め被告らの責任を問う国賠・民事事件に万が一にも影響することのないよう、本準備書面でその誤りを明らかにしておく。

津波の予見可能性に関して、刑事判決の「付加体説が大勢を占めていた」という事実誤認については原告ら準備書面（84）の「3」で改めて言及している。本準備書面は、「長期評価」の信頼性についての刑事判決の判断の誤りを、その評価の手法の面から補充するものである。

第1 地震本部の作成・公表する「長期評価」は、防災行政で生かされることを目的とし、地震学者による集団的な調査・審議を経て集約された、地震についての科学的な評価・判断（科学的アセスメント）の行政文書であること

1 東京地裁・刑事判決の評価手法～地震本部の作成・発表する「長期評価」を、他の機関の判断や専門家個人の見解と同一平面において扱う議論

刑事判決は、「6 専門家らの評価」の項において、「津波地震が海溝寄り領域内のどこでも発生する可能性があるとしたことの根拠については、十分ではないという見方が複数の専門家の間にあった」という（78～79頁）。

また同判決は、「8 他の機関の扱い」の項において、中央防災会議等の「防災対策関係」諸機関、「保安院」、「他の電力会社、基盤機構」等を列挙した上で、一般防災の上でも原子力防災の上でも、「長期評価」が「防災対策を考えるに当たり、取り入れるべき知見であるとの評価を一般に受けていたわけではなかった」として、その信頼性を否定する根拠としている（82～86頁）。

刑事判決の議論は、要するに、他の専門家も、関係諸機関も、皆「長期評価」を採用していなかったのであるから、「被告東電の経営陣だけに刑事責任を問うわけにはいかない」という、ある意味では単純な議論（「皆で渡れば怖くない」論）である。

そして、この議論においては、地震本部が「津波地震は日本海溝寄りのどこでも起こる」と結論したことと、他の機関や個人がそのようなには考えなかったことが同一平面で、同等の重みを持つものとして扱われ、“1対その他多数”という図式が描かれることによって、「長期評価」の信頼性が否定されている。

2 地震本部と「長期評価」の基本的性格について

(1) 地震本部と「長期評価」についての福島地裁本庁の判示

しかし、そもそも問われるべきは、地震に対する防災行政の上で、地震本部とその他の専門家個人や関係諸機関を同等に扱うことができるのか、地震本部が「長期評価」を作成・公表したことと、専門家個人がこれに異論を述べたことや関係機関がこれに言及せずあるいは対策をとらなかったことを等価に扱うことができるのか、という点である。

地震本部と「長期評価」の法令上の位置付けと基本的性格については、本裁判を通じて繰り返し言及してきたところであるが、上述の議論の誤りを明らかにする前提として、福島地裁判決（甲A319号証）の判示を確認する。

「地震本部は、平成7年の阪神・淡路大震災を機に、『地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため……地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資すること』を目的として制定された地震防災対策特別措置法に基づき、文部科学省に設置され、『地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと』をつかさどり（同法7条2項4号）、平成11年4月23日付け『地

震調査研究の推進について』に基づき、海溝型地震の発生可能性について、海域ごとに長期的な確率評価を行っている。」

「地震調査研究推進本部（地震本部）地震調査委員会は、日本海溝沿いのうち三陸沖から房総沖にかけての領域を対象とし、長期的な観点での地震発生の可能性、震源域の形態等について評価し、同委員会長期評価部会海溝型分科会、同部会、同委員会での議論を経て、平成14年7月31日、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」を作成、公表した。」

（福島地裁判決81～82頁）

『長期評価』は、地震防災対策特別措置法という法律上の根拠に基づき、想定される地震の長期評価を行う使命をもって組織された地震本部地震調査委員会が、同委員会長期評価部会海溝型分科会での専門的研究者（『長期評価』作成当時、海溝型分科会での議論に加わった地震学者として、島崎邦彦、阿部勝征、安藤雅孝、海野徳仁、笠原稔、菊地正幸、鷺谷威、佐竹健治、都司嘉宣、野口伸一など。甲A341号証参考資料2頁）による議論を経て取りまとめたものであるから、特にその信頼性を疑うべき根拠が示されない限り、研究会での議論を経て、専門的研究者の間で正当な見解であると是認された知見であり、単なる一研究者の見解や、任意の研究者グループの見解をまとめたものではない。後に見るとおり、『長期評価』の内容については個別に異論が出されている部分があるが、自然科学の分野においては、たとえ学界の通説であったとしても、異論が出されることはあり得るものであって、科学的根拠を否定すべき事情が明らかになった場合を除き、単に異論が存在することのみによって、『長期評価』の信頼性が失われるものとはいえない。このように、『長期評価』は、法律上の根拠に基づき設置された会議において、専門家の議論を経て作成されたものであって、その会議の設置の目的にも照らせば、『規制権限の行使を義務付ける程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見』であると認められる。」

(福島地裁判決 89～90頁)

(2)「長期評価」は、法令に基づき、防災行政で生かされることを目的として、地震学者による集団的な調査・審議を踏まえ科学的評価を取りまとめたものであること

福島地裁判決の上記判示を踏まえ、地震本部の作成・発表する「長期評価」のもつ基本的性格を改めて整理する。

第1に、「長期評価」は、理学者（地震学者）による専門的かつ集団的な調査と討議を集約して出された行政文書である。

地震学は理学の一分野であり、個々の理学者（地震学者）は「真理の探究」という理学の目的に向け研究を通じ独自性を追求するのであって、通説的な見解でも常に批判や反証があり得る。また地震学の中にも地震発生物理学から歴史地震の研究まで様々な分野があり、地震学者の中でもある分野に通じている者が別の分野にも通じているとは限らない。

地震本部が設置される以前には、個々の地震学者の自由な議論（言いつ放し）はあっても、一定の目的に資するため地震学者が専門的かつ集団的な調査と議論をし、集約する場は存在しなかった。

第2に、「長期評価」は、防災行政に用いるという明確な目的のため取りまとめられた行政文書である。

例えば、日本地震学会は地震学者らの専門家によりなる公益社団法人であるが、その目的はあくまで地震学の研究成果の発表・交流であり、防災目的のため統一見解を出すことは目的ではない。

また例えば、国土地理院長の下に1969（昭和44）年に設置された地震予知連絡会、気象庁長官の下に1979（昭和54）年に設置された東海地震の判定会は、いずれも私的諮問機関に過ぎなかった。

これに対し、原告らが提出した下山意見書も述べるとおり、「長期評価」は、防災を目的として、地震本部が地震学者による集団的な調査・審議を経て取りまとめ

た科学的な評価・判断、すなわち「科学的アセスメント」である（甲A590号証の1、11頁）。防災という明確な目的のため公的機関が下した科学的な評価・判断と、単なる研究発表や私的諮問機関のコメントとは、明確に区別されるべきである。

第3に、「長期評価」が持つこれらの専門性・集団性・目的性は、1995（平成7）年の阪神・淡路大地震によって6000名以上もの犠牲を生んだことへの痛切な反省にたって制定された地震防災対策特別措置法により地震本部が設置され、その下に地震調査委員会・海溝型分科会が設置されることによって実現しており、法の要請、法律上の根拠に基づくものであるという点である。

「阪神・淡路大震災の反省、すなわちそれまで地震調査研究の内容が一般の方や防災関係者に伝わっていなかったということの反省から、地震本部が作られ、地震調査研究の内容がすぐに一般の方や地震防災関係者に伝わるようになった」（甲A141の1号証・島崎第1調書40頁、同趣旨として25頁）

「阪神淡路大震災の直後に、国全体として地震ないし津波の災害に対する対策を立てなきやいけない、見解をまとめなきやいけないということで発足いたしました」（都司第1調書83項）

地震本部の設立の趣旨については、佐竹証人も認めている（甲A186号証・佐竹第2調書3頁）。地震本部の策定・公表する「長期評価」を防災目的に活用することは、法の求めるところである。

（3）「長期評価」の地震学上の客観的かつ合理的根拠の有無の判断と、これを多様な防災行政の各分野でどのように扱うかという社会的・経済的諸要素の見地からの検討は別次元の問題であること

なお、「長期評価」は、防災行政の基礎に据えるに足りる信頼性のある地震学上の知見を集約したものであるが、他方で、全ての防災行政においてその地震想定が自動的に採用されるものとはされていない。例えば、日本全国を対象として財政的な制約を受ける一般防災行政においては、社会的・経済的諸要素を考慮して防災行政の対象とする地震を「長期評価」の地震想定のうちの一部に限定する行政判断が

なされることはあり得る。しかし、これは「長期評価」に地震学上の客観的かつ合理的根拠があるか否かとは全く別の次元の財政的な制約による判断に過ぎないのであり、仮に一部の想定地震が（時間的・財政的制約のもとで広域的かつ一般的な防災対策を対象とする）一般防災において採用されなかったとしても、それは「長期評価」の信頼性が否定されたことを意味するものではない¹。

以下の検討では、社会的・経済的諸要素の見地からではなく、「地震学上の客観的かつ合理的根拠の有無の確認」という観点からの検討を行う。

3 「長期評価」の「科学的根拠を否定すべき事情」が認められるための条件

福島地裁判決は、地震本部「長期評価」のもつ上記の基本的性格（専門性・集団性・目的性・法の要請）を踏まえた上で、先に引用のとおり、「科学的根拠を否定すべき事情が明らかになった場合を除き、単に異論が存在することのみによって、『長期評価』の信頼性が失われるものとはいえない」と述べており、妥当な判示といえるべきである。²

そして、地震本部「長期評価」がかかる基本的性格を有する以上、その信頼性を失わせるような「科学的根拠を否定すべき事情」が認められるのは、地震本部の海溝型分科会に比肩するような専門性・集団性・目的性を有する機関において、地震学上の資料・根拠に基づく充実した調査・審議がなされ「長期評価」の結論（日本海溝寄りのどこでも津波地震が発生し得る）を否定する結論が出された場合に限定されるべきである。

冒頭に引用した東京地裁刑事判決は、「専門家ら」、中央防災会議等の「防災対策

¹ この点については、下山憲治意見書（甲A590号証の1号証）11頁参照。また原告ら準備書面（84）の「2」で詳述している。

² 松山地裁判決も同様に、「被告国が主張するように、当該知見が、それに対する異論等はごく少ないという共通認識が専門家の中で形成されているという、いわば通説的見解といえる程度にまで、成熟・確立していることまでも要するものではない」（90頁）とした上で、「長期評価」への異論についても、「異なる考え方も存在するにすぎない」（93頁）として、「長期評価」の信頼性を肯定しており、正当である。

関係」諸機関、「保安院」、「他の電力会社、基盤機構」等を列挙するものの、それぞれが地震本部の海溝型分科会に比肩するような専門性・集団性・目的性を有していたのか、あるいは、地震学上の資料・根拠に基づく充実した調査・審議が実際になされたのかについて何ら精査することなく、これらの個人あるいは機関が「長期評価」の結論を採っていないという「結果」のみから、「長期評価」の信頼性を否定している。これは、「結論先にありき」の粗雑な議論という他ない。

そこで以下、2002年「長期評価」発表の時期以降に、その「科学的根拠を否定すべき事情」が認められるのか否かを検討する。検討の順序としては、個々の「専門家ら」、中央防災会議等の「防災対策関係」諸機関につきまず検討し（「第2」）、その後に、本裁判で直接その責任が問われている保安院について検討する（「第3」）。

3

第2 地震本部の海溝型分科会以外に、日本海溝寄りの過去と将来の地震を専門的かつ集団的に調査・審議し評価した個人も機関も存在しないこと

1 「専門家ら」について

(1) 反対尋問を経ていない単なる「意見書」は、その信用性と重要性において、反対尋問を経た証言に劣後すること

都司嘉宣氏（福島地裁）、島崎邦彦氏・佐竹健治氏（千葉地裁）の3名の地震学者（2002（平成14）年当時の海溝型分科会の主査あるいは委員でもあった）の証人尋問を通じて、「長期評価」の客観的および合理的根拠が浮き彫りになった。

ここで従前からの原告らの主張を繰り返すことはしないが、一点確認されるべきは、被告国は3名の証人尋問が終了（2015〔平成27〕年11月の佐竹氏反対尋問）した後、2016（平成28）年後半頃から、専門家の「意見書」を次々に

³ なお、「他の電力会社」は、そもそも保安院による規制に服する側であり、規制される側の「長期評価」への態度如何で、規制する側（保安院）の規制権限不行使の是非が左右されるものではないから、ここでの検討対象にはならない。また、「原子力安全基盤機構」については保安院の補助機関に過ぎないので、これも独立の検討対象とはならない。

各地の裁判所に提出するようになったが、これらの意見書は一部を除いて、本訴訟および各地で行われている類似の集団訴訟において、反対尋問によってその信用性を試されていない、ということである。

一般に、反対尋問を経ない一方的な供述や意見が、反対尋問を経た証言に比べ、その信用性と事実認定における重要性において劣後することは、訴訟における鉄則である。たとえ「専門家」の意見書であっても、その専門性と意見内容の合理性を反対尋問によって見極めずに、安易に信用性を肯定することはできない。

この点で、山形地裁判決（2019〔令和元〕年12月17日）（乙A155号証）は、都司嘉宣氏・島崎邦彦氏・佐竹健治氏の3名の地震学者の証言、今村文彦氏の証言を何ら具体的に検討しない一方で、被告国の提出した意見書（地震学者として佐竹健治、津村健四郎、松澤暢、谷岡勇市郎、笠原稔、大竹政和の各氏、津波工学者として今村文彦、首藤伸夫の両氏、原子力工学者として山口彰氏）の結論部分のみを羅列して「長期評価」の信頼性否定の根拠としている（185～190頁）。不都合な証言から目を背け、証拠価値の劣る「意見書」の結論のみ引用する偏頗な姿勢は、厳しく批判されるべきである。

本裁判において、民事訴訟における証拠評価の適正さが損なわれることのないよう、強く要望する次第である。

（2）被告国が依拠する「意見書」全体の概観

被告国が「長期評価」の信頼性を否定するべく提出した個々の「意見書」の内容について、原告らはすでに具体的に検討・批判し、いずれも「長期評価」の信頼性を否定し得るものでないことを示しており、ここでそれを繰り返すことはしない。

以下では、これらの意見書が、2002年「長期評価」の「科学的根拠を否定すべき事情」が認められるための条件（前述「第1」「3」）を満たすかについて、簡単に検討しておけば足りる。

被告国の提出した「意見書」は、以下のとおり分類できる。

ア 第1に、集団的な調査・審議を踏まえた判断の過程に参加し、2002年「長

期評価」を支持し、または「長期評価」に異論を述べていない論者によるもの（佐竹、津村、松澤、谷岡、笠原の各氏）。⁴

佐竹氏は海溝型分科会の委員として、津村氏は地震調査委員会の長として、笠原氏は同委員として、それぞれ2002年「長期評価」の結論に賛成している。

谷岡氏は意見書の中で、「地震調査委員会の立場としてこの見解を出したこと自体は理解できます。」「防災行政上の警告をするため・・・（この）見解を出す意義はある」（18頁）と述べ、地震防災行政に活用し得るだけの地震学上の根拠があったことを認めている。

松澤氏は津波地震が日本海溝寄りのどこでも起こり得ること自体は否定しておらず、津波地震の発生が三陸沖日本海溝寄りに限定されるとする谷岡・佐竹論文は仮説にすぎないことを刑事訴訟において証言している。

イ 第2に、集団的な調査・審議を踏まえた判断の過程に参加しておらず、どのような議論を経て「長期評価」の結論が出されたかを認識していなかった論者によるもの（地震学者である大竹政和氏）⁵

2002年「長期評価」は歴史地震を含め日本海溝沿いの地震につき集団的かつ専門的な調査と審議を経て結論に至っており、その内容を踏まえない一専門家の疑問によって、その信頼性を否定することはできない。

ウ そもそも地震学についての専門的知見を有していない論者によるもの（津波工学者である今村・首藤の両氏、原子力工学者である岡本、山口の両氏）

これらは、そもそも地震学者による意見ではなく専門性を欠いている点で、「長

⁴ これらの各地震学者は、地震本部の委員として「長期評価」の津波地震の想定に異論を述べずその結論に賛成しているにもかかわらず、各意見書において「長期評価」の信頼性に疑義を呈するかのような陳述をしている。この一見矛盾した態度の背景には、これらの意見書が被告国が従前主張していた信頼性の評価基準（通説的見解として確立した知見）に沿って、「長期評価」が「通説的見解として確立した知見にあたるか否か」という観点から評価がなされていることが影響していると推測される。

⁵ 大竹政和氏の「長期評価」への疑問は、歴史地震とりわけ1611年慶長三陸地震について海溝型分科会でどのような議論がなされたかを認識していない下で示されたものであり、「長期評価」の信頼性を失わせるものではない。

期評価」の信頼性を否定し得るものではない。

以上に概観したとおり、被告国の提出した「意見書」は、そもそも専門性が欠けているか、専門家の一意見ではあっても2002年「長期評価」を作成した海溝型分科会での集団的な議論に比肩する地震学上の資料・根拠を示した上で「長期評価」の結論を退けるものは一つもなく、かえって集団的な議論の場（海溝型分科会や地震調査委員会）では「長期評価」の結論を支持した者の意見書が多数を占めるなど、到底「長期評価」の信頼性を否定できるようなものではない。

2 「防災対策」諸機関について

(1) 「津波評価技術」を策定した津波評価部会（第1期）について⁶

被告国は、2002（平成14）年に「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」）を策定した土木学会津波評価部会（第1期）の場で、日本海溝沿いの過去と将来の地震についての議論がなされたかのように主張している。

しかし、同部会は、①その目的が原子力施設に影響する津波の推計手法（シミュレーション手法）の確立にあり、従って、②構成員も理学者（地震学者）は数名であり津波工学者や電力事業者が多数を占め、何よりも、③日本海溝沿いにおける過去の地震の評価や、将来どこでどのような地震が発生し得るかについて、具体的な議論はなされなかった。

これらの事実は、いずれも当時の津波評価部会の議事録（甲A594号証の3等）によって確認できる。さらに、千葉地裁で佐竹健治証人が、東京高裁（一審前橋地裁）で今村文彦証人が、いずれも日本海溝沿いにおける将来の地震についての議論はなされていないことを明言したことにより、被告国の主張は破綻した。

⁶ 刑事判決では検討対象たる「防災対策」諸機関に土木学会津波評価部会を含めていないが、本民事訴訟では被告国が予見可能性の依って立つ知見として同部会の2002年「津波評価技術」を主張しているため、この項で論じることとする。

(2) 中央防災会議の日本海溝等専門調査会について⁷

被告国は、中央防災会議の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会が、日本海溝沿いの地震について専門家による調査・審議がなされた上で、2002年「長期評価」の津波地震の想定について、理学的根拠がないことを理由として、その結論を否定したかのように主張してきた。

しかし、同調査会は、広域を対象とする一般防災における財政的制約を理由に、福島県沖日本海溝寄りの津波地震を審議の検討対象自体から外したのであり、理学者（地震学者）による集団的な調査・審議の結果として、福島県沖日本海溝寄りにおける津波地震の発生の可能性を否定したわけではない。むしろ専門調査会での議論では、島崎邦彦氏や阿部勝征氏ら理学者から、津波地震が近時すでに発生している三陸沖日本海溝寄りよりも、その南で発生すると考えるのが合理的であるという「長期評価」に沿う意見が出され、理学的見地からこれを否定する意見は全く出されていない。

これらの事実は、いずれも当時の調査会の議事録（甲A335号証）によって確認できる。

被告国は本裁判において、専門調査会の下に設置された北海道ワーキンググループにおいて、日本海溝寄りの津波地震について検討がなされ、2002年「長期評価」の結論が否定されたかのように主張するに至ったが、同ワーキンググループの議事録等の関係資料（甲A603号証）を見れば、谷岡勇市郎氏が自説を報告しているのみで、理学的見地から「長期評価」を否定する結論とはなっておらず、専門調査会にそのような報告もなされていないことが確認できる（甲A604号証）。

結局、中央防災会議は一般防災レベルにおける財政的理由から、福島県沖海溝寄りの津波地震を検討対象から外したに過ぎず、海溝型分科会のような専門的・集団的議論を通じて「長期評価」の結論を否定したわけではないのである。

⁷ 「長期評価」の科学的判断と、中央防災会議の一般防災上の行政判断の差異については、原告ら準備書面（84）の「2」で詳述するとおりである。

(3) 「その他の機関」について

東京地裁刑事判決は、その他に、福島県が2007（平成19）年「福島県沿岸津波浸水想定区域図」の作成時に、茨城県が同年「津波浸水想定区域図」の作成時に、福島県沖や茨城県沖の海溝寄りの領域で津波地震が起こることを想定すべきとの意見が出なかった、と指摘する。

しかし、両県が上記区域図を作成する際に、海溝型分科会におけるような地震学者による集団的かつ専門的な調査・審議が行われた事実や、「長期評価」の結論を否定するような理学的根拠が示された事実もない。茨城県や福島県は「長期評価」の是非を判断する立場になくそのような力量もなかったのであり、「長期評価」の信頼性を否定する根拠とはならない。⁸

3 小括

以上のとおり、2002年「長期評価」を作成した地震本部の海溝型分科会以外に、過去と将来の地震を専門的かつ集団的に調査・審議し評価する場はそもそも存在しなかったし、「長期評価」の結論（日本海溝寄りのどこでも津波地震が発生し得る）が地震学の専門的かつ集団的な調査・審議を経て否定されたことも一度もなかったのである。

唯一、地震学者も複数加わって、福島県沖や茨城県沖でも日本海溝寄りで津波地震が発生し得るかが集団的に議論されたのは、土木学会の第4期津波評価部会であるが、そこでは2002年「長期評価」と同様、日本海溝寄りのどこでも津波地震が発生し得るという結論に至っている。この点は、今村文彦氏の尋問で確認され、

⁸ 両県が「区域図」を作成した時期は、2006（平成18）年の中央防災会議・日本海溝等専門調査会報告が、全国的な防災行政の指針として報告を出した後であり、両県の防災指針はその制約下にある。一般防災における制約下でかかる「区域図」が作成されたことは、原子力防災における「長期評価」の無視・軽視を正当化する根拠とはならない。福島地裁判決（108～109頁）も、中央防災会議・日本海溝等専門調査会報告が「長期評価」の信頼性を否定するものではないとの判示に続いて、福島県及び茨城県の想定も同様の理由によって、「長期評価」の信頼性を否定するものではない、と正当に判示している。

たとおりである。

第3 保安院が専門家による集団的な調査・審議を経ずに合理的な根拠なく「長期評価」を無視する「対応」（規制権限不行使）をとったこと

1 原子力発電所においては地震・津波等の自然災害に備え最高水準の安全性が求められる以上、規制権限を有する保安院が、合理的な根拠なく地震本部の示す地震想定（「長期評価」）を無視することは許されないこと

（1）技術基準への不適合により重大事故に至るおそれがある場合には経済産業大臣は技術基準適合命令を発し安全性を確保すべきとするのが法の趣旨であること

上述「第2」で、個々の専門家、土木学会、中央防災会議、その他の機関につき検討を加えてきたが、これらの個人や諸機関と経済産業大臣（保安院）との決定的な差異は、保安院が電気事業法40条に基づき、原子炉施設が「技術基準に適合していないと認めるとき」には技術基準適合命令を発する権限を与えられているという点である。

そして、「万が一にも深刻な災害が起こらないようにする」（伊方原発最判）ことが求められる原子炉施設においては、技術基準適合命令の発令要件、すなわち「想定される自然現象（…津波…）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合」

（技術基準省令62号4条1項）にあたり、それが深刻な災害（重大事故）に至り得るものである場合には、防護措置を講じることなく稼働を続けることは許されず、保安院はすみやかに技術基準適合命令を発しなければならない。

（2）「長期評価」は防災行政の基礎に据えるに足る知見を示していること

他方で、どこにどの程度の地震（及び地震に起因する津波）を想定すべきかに関しては、法令に基づき、地震本部が海溝型分科会での集団的・専門的な調査・審議を経て「長期評価」において判断をする。

地震本部の定める「長期評価」は、単なる地震学上の知見の集約ではなく、地震防災対策特別措置法という法令に基づいて、防災行政の基礎に据えるに足る（地

震学上の客観的かつ合理的根拠ある) 知見を、専門家による集団的な調査・審議を経て集約したものである。

(3) 「長期評価」は高い確率で重大事故に至る可能性を示すものであること

しかも、2002年「長期評価」の津波地震の想定は、原子力発電所の主要建屋敷地高さ(O.P.+10m)を超える津波が「30年以内に6%」という高い確率でありうることを示すものであり、かつその場合には全交流電源喪失に起因する炉心損傷という重大事故に至ることが容易に想定される極めて深刻な危険性を示すものであった。

(4) 保安院において「長期評価」の想定を排除するとすれば専門家による集団的な調査・審議を経る必要があること

原子炉施設においては、わが国の法制上で最も高度な安全性が求められることは異論のないところである。そして「長期評価」の津波地震の想定は、全交流電源喪失に起因する炉心損傷という重大事故に至ることが「30年以内に6%」という高い確率でありうることを示すものであったことからすれば、保安院は、「長期評価」の信頼性を否定する特段の事情がない限り、「万が一にも深刻な災害が起こらないようにする」という観点から、「長期評価」を踏まえて技術基準適合命令を発すべきであったといえる。

その際、保安院は、(専門家による審議会等の関与がない限り) その職員レベルでは地震学についての集団的・専門的な調査・審議の体制を持たないのであり、少なくとも「日本海溝寄りにおける津波地震の発生可能性」についての地震学上の評価については、推進本部の判断(「長期評価」)を尊重すべき立場にあるのであって、保安院自体の専門技術的裁量は狭いというべきである。

もし保安院が、現に発表された地震本部の判断(「長期評価」)によれば、地震(それに伴う津波)により「原子炉の安全性を損なうおそれがある」ことが明らかであるのに、技術基準適合命令を発しないことが許されるとすれば、それは海溝型分科会に匹敵するだけの地震学者による専門的・集団的な調査と審議により、「長期評価」

の信頼性を否定するだけの理学的根拠が得られている場合に限られる。

原子力発電所において地震・津波に備え最高水準の安全性が求められる以上、規制権限を有する保安院は、合理的な根拠なく「長期評価」を無視することは許されないのである。

第4 総括

本準備書面で確認したとおり、2002年「長期評価」の策定・発表後に、海溝型分科会に匹敵するだけの地震学者による専門的・集団的な調査と審議を経て、地震学上の根拠を持って「長期評価」の結論が否定されるような場面は一度も存在しなかった。すなわち、「長期評価」の信頼性を疑うべき事情は何ら存在しなかったのである。

本裁判が、東京地裁・刑事判決にみられるような、地震本部の作成・発表する「長期評価」を他の機関の判断や専門家個人の見解と同一平面において扱う誤った議論を退け、福島地裁、京都地裁、及び松山地裁等と同様の判断がなされるべきである。

以上